

ふじのくに未来財団助成事業選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、ふじのくに未来財団助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、助成事業の透明性の確保と運営の円滑化のため、選考に関し必要な事項を定め、その運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「この法人」という。）は、前条の目的を達成するためふじのくに未来財団助成事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、この法人の実施する助成事業の選考及び助成事業の円滑な実施に関する助言を行うことを任務とする。

(構成)

第3条 選考委員会は、次項の定めに基づいて選任された外部委員4名に、この法人の理事から選任された委員1名を加えた5名の委員で構成する。

2 外部委員は、この法人の理事から推薦を受けた者の中から代表理事及び副代表理事による協議で候補者を決定し、理事会において選任する。その場合、代表理事は、経歴、選任理由等の候補者に関する情報を理事会に提供するものとする。

3 この法人の理事から選任された委員は、代表理事が選出する。

(委員の任期)

第4条 選考委員会の委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

(委員会の運営)

第5条 選考委員会は、代表理事が招集する。

2 選考委員会は、委員総数の過半数が出席することにより成立する。

3 選考委員会は、代表理事が選出した選考委員会委員長が議長となり運営する。

(選考)

第6条 選考は、選考委員会において定める審査基準に則り、委員による採点結果により選考委員会で決定することを原則とする。その場合、実施要綱第7条に定める団体指定助成事業を除き、書面審査及び公開プレゼンテーション審査により選考されるものとする。

2 前項の規定に拘わらず、実施要綱第7条に定める災害支援助成事業において、既に災害が発生し緊急の対応を必要とすると代表理事が認める場合には、理事会における助成決定を決議し、選考委員会で報告することで選考されたものとみなすことができるものとする。

3 選考委員会委員長は、必要があると認めるときは、委員会の合意を得て委員以外の者の

出席を求め、その意見を聞くことができる。

(選考委員会の記録及び報告)

第7条 選考委員会委員長は、前条に掲げる選考結果を、理事会に報告しなければならない。

(委員の報酬)

第8条 選考委員会の委員には報酬、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(委員の排斥)

第9条 選考委員会の委員は、第6条に掲げる事項に関し、自己（自己が役員等である団体を含む。）又は3親等以内の親族の利害に関係がある議事に関わるできない。

(委員の秘密保持)

第10条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月8日に施行する。

この規定改正は、平成30年6月7日から施行する。

この規定改正は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年11月7日から施行する。